

6) 液状化危険度が高い地域

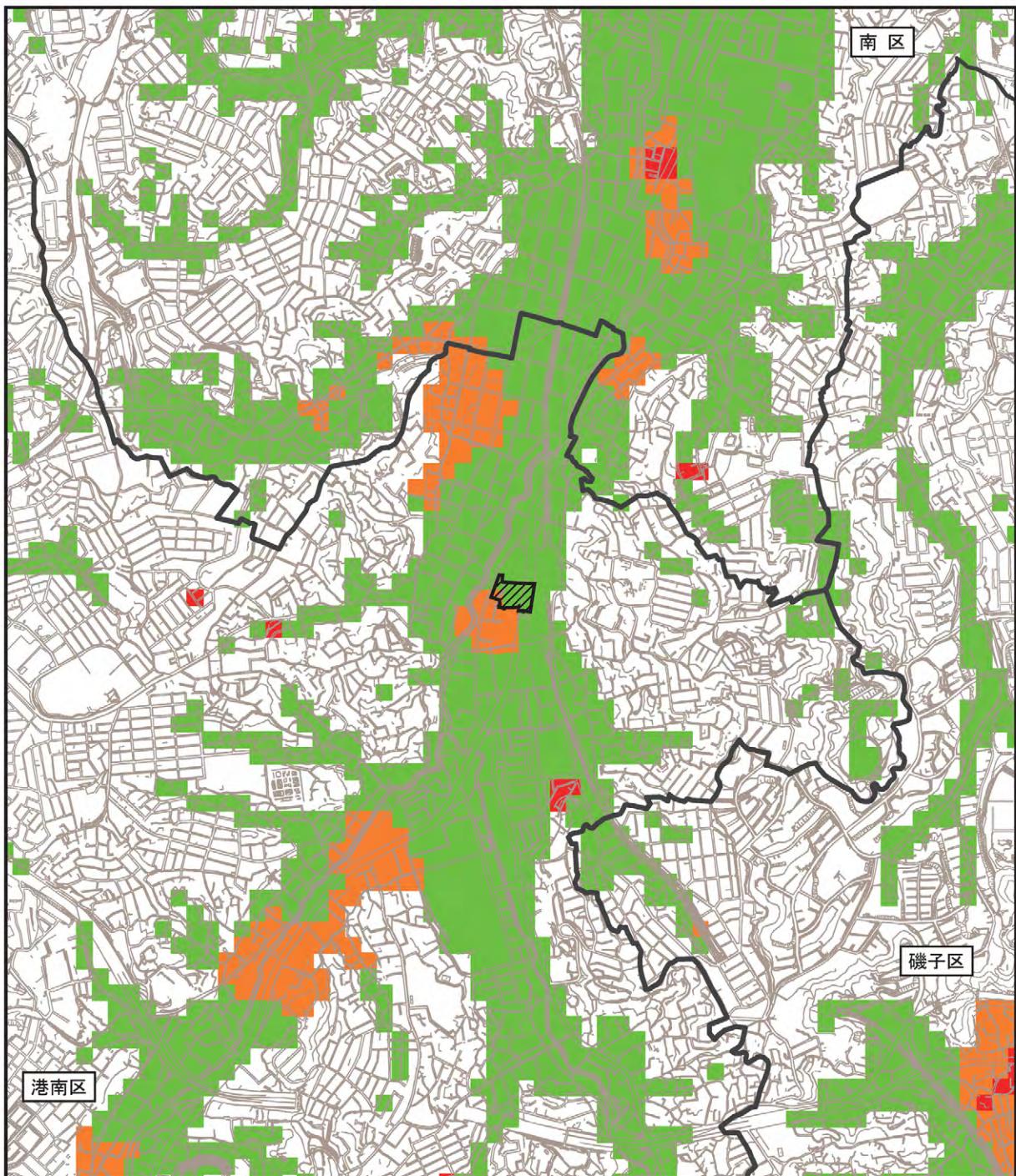
調査区域における液状化の危険度が高い地域※は、図 3.2-35(1)～(3)に示すとおりです。

「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成 24 年 10 月、横浜市)では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の 3 地震を被害想定の対象とし、検討が行われています。

調査区域では、これら 3 種の想定地震が発生した場合、ほとんどが「液状化危険度はかなり低い」もしくは「液状化危険度は低い」区域と想定されています。

対象事業実施区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」もしくは「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。

※：「液状化の可能性が高いと想定される地域」とは、その地点での液状化の危険度を示す PL 値 ($F_L - P_L$ 法 (道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成 8 年 12 月、公益社団法人日本道路協会)) による) を用いて液状化危険度の判定を行い、危険度が高いと判定された区域です。



凡 例

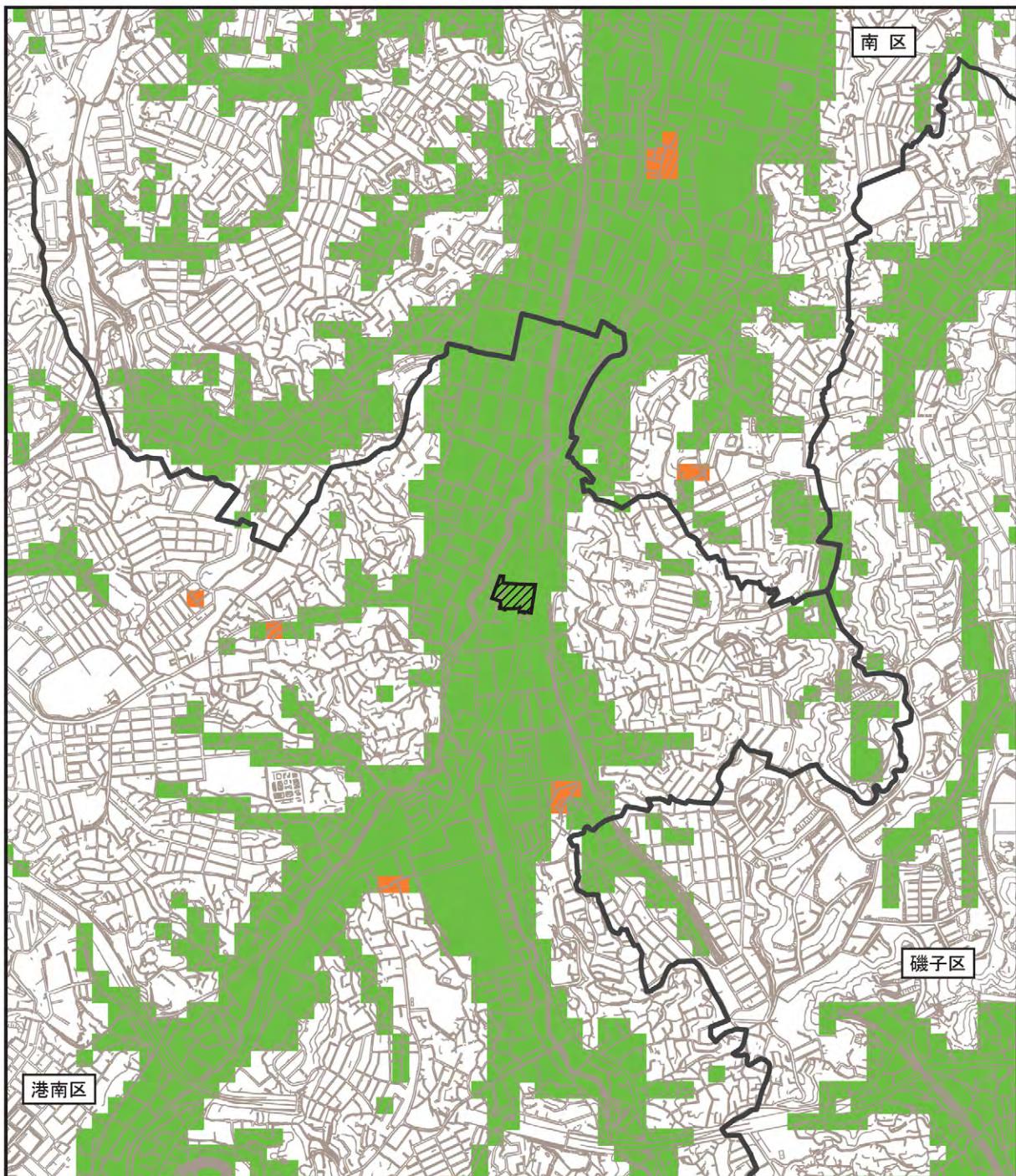
- | | | | |
|---|----------|---|--------------------------------|
| ■ | 対象事業実施区域 | ■ | 液状化危険度が高い : $15 < PL$ |
| — | 区 界 | ■ | 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$ |
| | | ■ | 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$ |
| | | □ | 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$ |

資料:「横浜市地震被害想定調査報告書」(平成24年10月、横浜市)

図3.2-35(1)
液状化危険度が高い地域(元禄型関東地震)

S=1/20,000
0 100 500m





凡 例

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$ |
| 区 界 | 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$ |
| | 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$ |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

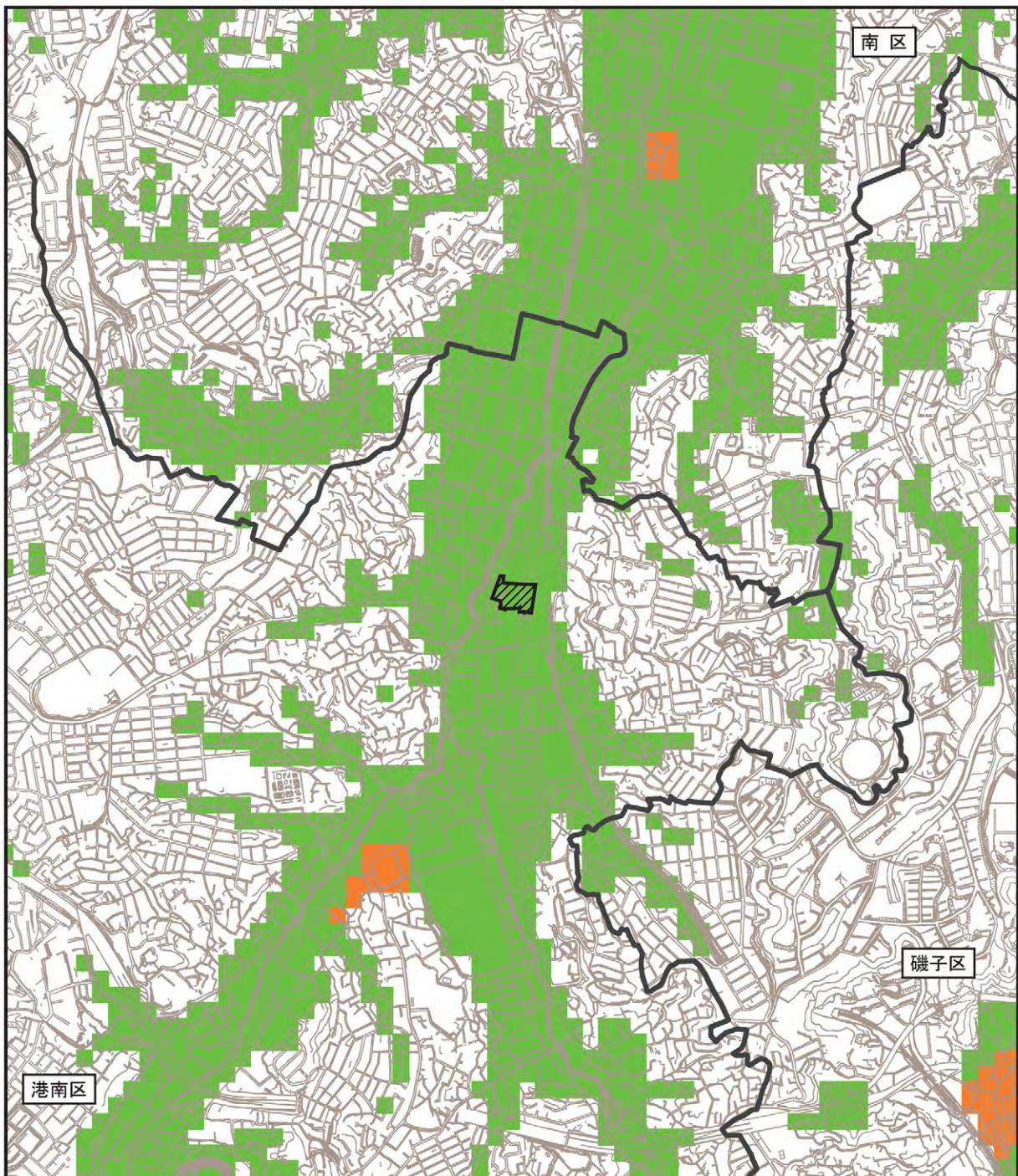
図3.2-35(2)

液状化危険度が高い地域（東京湾北部地震）

S=1/20,000

0 100 500m





凡 例

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ■ 対象事業実施区域 | ■ 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$ |
| — 区 界 | ■ 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$ |
| | □ 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$ |

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図3.2-35(3)
液状化危険度が高い地域（南海トラフ巨大地震）

S=1/20,000
0 100 500m



3.2.12 廃棄物の状況

1) 一般廃棄物

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 3.2-40 に示すとおりです。

令和 6 年度のごみと資源の総量は約 1,107 千トンで、ごみの総量については約 806 千トン、資源の総量については約 298 千トンでした。

また、横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」に基づき、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を 2022（令和 4）年度の約 14 万トンから 2030（令和 12）年度までに、2 万トン削減することを目標としています。燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量は、表 3.2-41 に示すとおりです。令和 6 年度は 15.2 トンであり、令和 4 年度と比較して 1.1 トンの増加となっていました。

表 3.2-40 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ごみと資源の総量		1,200,409	1,178,299	1,160,264	1,119,824	1,106,897
処理内訳	ごみ量	焼却	866,338	852,063	844,559	820,525
		直接埋立	2,926	3,052	2,941	2,609
		計	869,264	855,115	847,500	823,134
資源化量		331,146	323,183	312,763	296,690	297,964
焼却残さ	埋立	124,000	120,803	117,688	114,426	109,885
	資源化	830	796	986	793	565

注) 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 7 年度 事業概要」（令和 7 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課）

表 3.2-41 工場で焼却しているプラスチック量

単位：万トン

年度 種類	令和 4 年度 (基準年度)	令和 6 年度
プラスチック類	10.3	11.5
合成繊維	3.8	3.7
計	14.1	15.2

資料：「令和 7 年度 事業概要」（令和 7 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課）

2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、減量やその他適正な処理を促進させることを目的に、一般的に広域的処理がなされます。神奈川県並びに横浜市の産業廃棄物処分別排出量の推移は、表 3.2-42(1)～(2)に示すとおりです。

令和 5 年度の神奈川県の排出量は約 1,710 万トン、最終処分量は約 24 万トン、横浜市の排出量は約 822 万トン、最終処分量は約 27 万トンとなっています。令和 5 年度の排出量に対する最終処分量の割合は、神奈川県では令和 3 年度から横ばい、横浜市では令和 3 年度から令和 4 年度にかけては減少しましたが、令和 4 年度から令和 5 年度にかけては増加しています。

表 3.2-42(1) 神奈川県の産業廃棄物・処分別排出量の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
令和 3 年度	668 (39.0%)	1,020 (59.5%)	26 (1.5%)	1,714 (100.0%)
令和 4 年度	678 (39.0%)	1,035 (59.5%)	27 (1.6%)	1,740 (100.0%)
令和 5 年度	661 (38.7%)	1,024 (59.9%)	24 (1.4%)	1,710 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ、令和 7 年 9 月 調べ）

表 3.2-42(2) 横浜市の産業廃棄物・処分別排出量の推移

単位：万トン

	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量
令和 3 年度	272 (32.2%)	551 (65.1%)	22 (2.6%)	846 (100.0%)
令和 4 年度	287 (31.9%)	600 (66.6%)	14 (1.6%)	901 (100.0%)
令和 5 年度	241 (29.3%)	554 (67.4%)	27 (3.3%)	822 (100.0%)

注) 端数処理により、内訳の合計と排出量が一致しない場合があります。

資料：「令和 7 年度 事業概要」（令和 7 年 9 月、横浜市資源循環局政策調整部政策調整課）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表3.2-43(1)～(4)に示すとおりです。適用法令は現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は遵守します。

表 3.2-43(1) 環境関係法令等

項目	関連法令	本事業との関係
環境関連	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	—
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	横浜市環境管理計画	○
	生活環境保全推進ガイドライン	○
環境影響評価関連	環境影響評価法	—
	神奈川県環境影響評価条例	—
	横浜市環境影響評価条例	○
温暖化対策関連	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
	横浜市地球温暖化対策計画書制度	○
	エネルギー政策基本法	○
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	○
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	○
	バイオマス活用推進基本法	—
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
	横浜市地域冷暖房推進指針	—
	横浜市建築物環境配慮制度 (CASBEE 横浜)	○
	再生可能エネルギー導入検討報告制度	○
廃棄物関連	循環型社会形成推進基本法	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
	神奈川県分別収集促進計画	○
	石綿排出等工事に関する指導指針	○
	廃棄物処理法における石綿含有廃棄物等の基準等	○
	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○

表 3.2-43(2) 環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
環境 関連	廃棄物関連	「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画 (横浜市一般廃棄物処理基本計画)	○
		事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準	○
		横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○
	公害 防止 関連	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針 (事業所の配慮すべき事項)	○
		大気汚染 大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
		水質汚濁 水質汚濁防止法	—
		下水道法	○
		神奈川県洗剤対策推進方針	—
		横浜市下水道条例	○
	土壤汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭 ダイオキシン類 有害化学物質	土壤汚染対策法	○
		農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	—
		騒音規制法	○
		振動規制法	○
		地盤沈下 工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
		悪臭 悪臭防止法	○
		ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法	—
		有害化学物質 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		日照阻害 建築基準法	○
景観	日照阻害 横浜市建築基準条例	横浜市建築基準条例	○
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例	○
		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—
		景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		神奈川県景観条例	○
文化財	横浜市景観づくり基本方針 横浜市景観計画 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 横浜市景観ビジョン 横浜市公共事業景観ガイドライン	神奈川景観づくり基本方針	○
		横浜市景観計画	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	—
	文化財 横浜市文化財保護条例	文化財保護法	—
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	—

表 3.2-43(3) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業 との関係
ま ち づ くり	都市計画法	○
	土地区画整理法	—
	大規模小売店舗立地法	○
	横浜市開発事業等の調整等に関する条例	—
	横浜国際港都建設計画都市再開発の方針*	○
	都市再生緊急整備地域 地域整備方針*	○
	横浜市都市計画マスターplan 港南区plan*	○
	上大岡駅周辺地区街づくり協議指針*	○
	「横浜スマートビジネス協議会」マスターplan	—
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	○
交通計画	横浜都市交通計画	○
駐車場・駐輪場	横浜市駐車場条例	○
	横浜市自転車活用推進計画	○
	横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	○
自然 環 境 保 全	生物多様性基本法	○
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	○
	エコツーリズム推進法	—
	自然環境保全条例（神奈川県）	—
	かながわ生物多様性計画 2024-2030	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜みどりアップ計画【2024-2028】	○
	横浜自然観察の森条例	—
	「横浜つながりの森」構想	—
	自然公園法	—
	都市公園法	—
国立公園、 県立自然公園、 都市公園等	神奈川県立自然公園条例	—
	神奈川県都市公園条例	—
	横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	—
	風致地区	—
自然環境保全地区	自然環境保全法	—
近郊緑地保全区域	風致地区条例（神奈川県）	—
近郊緑地保全区域	横浜市風致地区条例	—
緑化	都市緑地法	—
生産緑地地区	首都圏近郊緑地保全法	—
農用地区域	都市緑地法	○
農業専用地区	緑化地域制度	○
鳥獣保護区	横浜市緑化地域に関する条例	—
野生生物	横浜市農業専用地区設定要綱	—
自然再生	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	—
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—

*：詳細は、資料編「1. 上位計画関連」(p.資-1~12 参照) に示すとおりです。

表 3.2-43(4) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業 との関係
災害	森林法	—
砂防指定地	砂防法	—
防護海岸保全地域	海岸法	—
止港湾区域	港湾法	—
宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	—
地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
地震	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画） 横浜市防災計画	— ○
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
河川保全区域	河川法	—
航空障害	航空法	○
防火・危険物等の取り扱い	消防法 横浜市火災予防条例 化学物質の適正な管理に関する指針 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	○ ○ — —
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 光害対策ガイドライン 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン 上大岡駅・港南中央駅周辺地区バリアフリー基本構想	○ ○ ○ ○ ○ ○

3.3 調査対象地域等の地域特性

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺地域における地域特性の概要は、表 3.3-1(1)～(4)に示すとおりです。

調査区域の地形は主に丘陵地及び台地面ですが、調査区域には南側から北側へ大岡川及び日野川が流れしており、これら大岡川水系沿岸域には谷底低地が広がっています。対象事業実施区域は大岡川の沿岸域の谷底低地に位置しており、対象事業実施区域内には層厚 5～20m程度の軟弱地盤が存在するとされています。

また、調査区域では、対象事業実施区域の東約 1km に位置する久良岐公園等、一部にシイ・カシ二次林、アカメガシワ-カラスザンショウ群落等の樹林地が残っています。ただし、対象事業実施区域及びその周辺は市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地はありません。そのため、対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物は、市街地等に適応した種が中心と考えられます。また大岡川が近いことから、水辺を利用する動物も生息していると考えられます。

主な道路網として、対象事業実施区域内の東側を南北方向に鎌倉街道が通っています。

調査区域の用途地域は、主に住居系の用途が指定されていますが、道路沿いは市街化が進み商業系の用途が指定されており、鎌倉街道の沿道に位置する対象事業実施区域も商業地域に指定されています。

また、調査区域を走行する旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線であり、この 2 路線の駅である上大岡駅が対象事業実施区域の最寄り駅です。なお、上大岡駅の令和 6 年度における乗降者人員（1 日平均）は、両路線あわせて 19 万人を超えていました。

「マスタープラン」によると、上大岡駅周辺は『交通基盤の整備が早くから整い、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能の集積が進んでおり、また横浜市の交通ネットワークの主要な拠点としての広域的な拠点性と地域生活の拠点性の両面を持ち、港南区の中心となっています。』、上大岡駅のバスターミナルは『横浜市南部地域で最大規模であり、上大岡駅周辺では、1 日当たり 1,000 本を超えるバスが発着しています』とされています。

表 3.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜地方気象台（横浜市中区山手町）における令和6年の年平均気温は18.0℃、年平均相対湿度69%、年平均風速3.5m/s、最多風向は北、年間降水総量1,819.0mmとなっています。
地形、地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は、人工地形分類では盛土地、自然地形分類では谷底低地に分類されます。 ・対象事業実施区域の位置する場所の表層地質は未固結堆積物となっています。 ・対象事業実施区域の位置する場所の土壤は人工改変地土であり、層厚5~20m程度の軟弱地盤が存在するとされています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南側から北側へ二級河川の大岡川が流れています、大岡川には日野川が流入しています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域はほとんどが市街地及び緑の多い住宅地となっていますが、対象事業実施区域の東約1kmに位置する久良岐公園等、一部にシイ・カシ二次林、アカメガシワーカラスザンショウ群落等の樹林地が残っています。 ・対象事業実施区域及びその周辺は市街地、緑の多い住宅地または開放水域に位置しており、まとまった樹林地はありません。 ・対象事業実施区域及びその周辺に森林法に基づく保安林等の重要な樹林はありません。 ・調査区域の潜在自然植生としては、開放水域を除き、概ね常緑樹林が成立するとされています。 ・対象事業実施区域及びその周辺の潜在自然植生は、主にイノデタブ群集・典型亜群集が成立するとされています。 ・調査区域には特定植物群落が2箇所、巨樹・巨木林が2本、名木古木が23本、天然記念物が2箇所存在しています。 ・対象事業実施区域の東約1kmに位置する久良岐公園の植生は、代償植生（森林）のオニシバリーコナラ群集が最も多くを占めています。また、久良岐公園における植物調査では、シダ植物11科26種、裸子植物5科8種、離弁花63科218種、合弁花25科111種、単子葉植物15科115種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は9種でした。 ・調査区域には都市緑地法に基づく特別緑地保全地区が3箇所存在しています。 ・調査区域では、港南区と磯子区にまたがる久良岐公園が鳥獣保護区に指定されています。 ・久良岐公園における動物調査では、哺乳類4目5科5種、鳥類12目28科45種、両生類1目3科3種、爬虫類2目6科10種、昆虫類18目154科641種確認されており、そのうちレッドリスト等掲載種は哺乳類0種、鳥類12種、両生類1種、爬虫類5種、昆虫類19種でした。 ・対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物は、市街地等に適応した種が中心と考えられます。また、対象事業実施区域の西約20mに南側から北側へ大岡川が流れているため、対象事業実施区域及びその周辺には、水辺を利用する動物も生息していると考えられます。 ・対象事業実施区域に最も近い生産緑地地区は、対象事業実施区域の西約360mに存在しています。 ・調査区域内に農地はありますが、対象事業実施区域及びその周辺に農地はありません。 ・調査区域には、地域森林計画対象民有林が対象事業実施区域の東約1kmに分布しています。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域がある港南区の令和7年の人口は約21万人、一世帯あたりの人員は2.15人、人口密度は10,627人/km²となっています。令和3年～令和7年の人口等の推移を見ると、人口は減少傾向にあり、世帯数は増加の傾向がみられます。 ・対象事業実施区域がある港南区において、事業所数が最も多いのは卸売業、小売業であり、従業者数が最も多いのは医療、福祉となっています。

表 3.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域がある港南区は、総面積の約 19.9km² ほぼ全てが市街化区域となっており、用途地域は住居系が約 17.5km²、商業系が約 0.6km²、工業系が約 0.7km² となっています。 調査区域では主に住居系の用途が指定されています。 対象事業実施区域周辺は商業地域、近隣商業地域、第 1 種住居地域、対象事業実施区域は商業地域に指定されています。 対象事業実施区域東側には磯子風致地区が指定されています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の主な道路網として、対象事業実施区域内の東側を南北方向に鎌倉街道が通っています。また、対象事業実施区域の西側は旧鎌倉街道に接しており、旧鎌倉街道は対象事業実施区域の北側及び南側において鎌倉街道と合流しています。 対象事業実施区域周辺では、横浜市営バスのほか、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、江ノ電バスが運行しています。 調査区域を走行する旅客用鉄道は、横浜市営地下鉄及び京浜急行線です。対象事業実施区域の一部は、横浜市営地下鉄上大岡駅の地上部に位置しています。 調査区域に位置している鉄道駅の乗降車人員は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等による人流抑制の影響があったと考えられる令和 2 年度は全ての駅で大幅に減少していましたが、その後は回復傾向にあり、全ての駅で増加傾向となっています。
公共施設等の状況	<p>対象事業実施区域周辺の主な公共施設等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育機関等は、B 地区にあるカミオの中に上大岡ゆう保育園、対象事業実施区域の西南西約 80m につばさ保育園があります。また、対象事業実施区域が指定されている通学区域は、小学校は市立桜岡小学校、中学校は市立港南中学校です。 主な医療機関は、対象事業実施区域の北北東約 650m に横浜東邦病院、南西約 900m に医療法人社団 厚済会 横浜じんせい病院があります。 主な官公庁、郵便局は、対象事業実施区域の北約 20m に横浜上大岡郵便局、南南東約 60m に上大岡駅前郵便局があります。また、横浜市営地下鉄上大岡駅の構内に上大岡行政サービスコーナーがあります。 主な福祉施設等は、対象事業実施区域の南南東約 70m にラポール上大岡、北北西約 110m に医心館 上大岡、南西約 150m に横浜上大岡就労支援センターがあります。 主な公園・緑地等は、対象事業実施区域の西約 200m に大久保公園、東約 200m に上大岡東一丁目公園等が分布しています。また、西南西約 710m に港南一丁目特別緑地保全地区が分布しています。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域に最も近い指定・登録文化財は、対象事業実施区域の北北西約 300m にある銅造阿弥陀如来立像です。 対象事業実施区域に最も近い埋蔵文化財包蔵地・遺跡は、対象事業実施区域の南東約 300m にある古墳です。

表 3.3-1(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	対象事業実施区域周辺に位置する一般環境大気測定期局（磯子区磯子）及び自動車排出ガス測定期局（港南区港南中央通）の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類の各対象物質に対する令和2年度～令和6年度の期間の環境基準の適合状況は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は上記2局、微小粒子状物質は一般環境大気測定期局1局で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。 二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類（毎年の測定ではありません。）は一般環境大気測定期局の1局で測定されており、二酸化硫黄とダイオキシン類は測定されているすべての年度で環境基準に適合、光化学オキシダントはすべての年度で環境基準に適合していませんでした。なお、光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準に適合している測定期局が極めて少ない状況です。
	水質汚濁 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和6年度の期間において、令和4年度の生物化学的酸素要求量（BOD）、令和2年度～令和3年度の大腸菌群数及び令和4年度～令和5年度の大腸菌数を除き、環境基準に適合しています。 調査区域内では、横浜市により地下水の水質調査が行われています。令和2年度～令和6年度における調査結果としては、継続調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過していました。
	騒音・振動 <ul style="list-style-type: none"> 一般環境騒音は、平成27年度に調査区域内の4地点で測定されており、1地点（南区大岡二丁目）では夜間に環境基準を超過していましたが、その他の地点では昼夜ともに環境基準を満たしていました。 道路交通騒音は、対象事業実施区域に最も近い測定地点である鎌倉街道沿道において、昼間68dB、夜間65dBであり、環境基準を満たしていました。 対象事業実施区域周辺の騒音の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行音や京浜急行線の鉄道走行音、大規模商業施設の稼働音等があげられます。 調査区域内には、横浜市による道路交通振動の測定期点はありません。 対象事業実施区域周辺の振動の主な発生源は、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行による影響があげられます。
	土壤汚染 <ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が2箇所あります。なお、対象事業実施区域内での指定はありません。
	悪臭 <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺において、令和5年度に観測が行われた水準点9地点すべてで地盤沈下が観測されており、その沈下量は10mm未満となっています。

表 3.3-1(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。対象事業実施区域では、想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度5強の揺れが想定されています。 ・対象事業実施区域に最も近い急傾斜地崩壊危険区域は対象事業実施区域の東南東約170mに、対象事業実施区域に最も近い土砂災害警戒区域は、対象事業実施区域の東約140mに存在しています。なお、対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定はありません。 ・「洪水ハザードマップ」によると、対象事業実施区域は、計画規模の降雨（1時間で約93mm（大岡川水系の準用河川部分については1時間で約74mm））時、想定最大規模の降雨（24時間で332mm）時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、想定最大規模の降雨時においては、対象事業実施区域内の西側の一部が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」とされています。 ・「内水ハザードマップ」によると、想定される降雨時（1時間に最大153mm）に、対象事業実施区域の一部で最大1.0mの浸水が予想されています。また、対象事業実施区域周辺では、西約40mの場所で最大2.0mの浸水が予想されています。 ・「高潮ハザードマップ」によると、対象事業実施区域は、想定最大規模の高潮（国内観測史上、最も大きな台風が、沿岸に最悪の被害を与える経路で襲来した場合）時における「浸水のおそれのある区域」には含まれていませんが、対象事業実施区域周辺では、対象事業実施区域の北約1.1kmのエリアを含む大岡川の沿岸域の一部で3.0m未満の浸水が予想されています。 ・「神奈川県津波浸水想定図」では、対象事業実施区域及びその周辺は浸水域として想定されていません。 ・対象事業実施区域は、元禄型関東地震で「液状化危険度は低い」～「液状化する可能性がある」区域、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で「液状化危険度は低い」区域と想定されています。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度のごみと資源の総量は約1,107千トンで、ごみの総量については約806千トン、資源の総量については約298千トンでした。横浜市では、「ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画」に基づき、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2022（令和4）年度の約14万トンから2030（令和12）年度までに、2万トン削減することを目標としています。令和6年度は15.2トンであり、令和4年度と比較して1.1トンの増加となっていました。 ・産業廃棄物について、令和5年度の神奈川県の排出量は約1,710万トン、最終処分量は約24万トン、横浜市の排出量は約822万トン、最終処分量は約27万トンとなっています。令和5年度の排出量に対する最終処分量の割合は、神奈川県では令和3年度から横ばい、横浜市では令和3年度から令和4年度にかけては減少しましたが、令和4年度から令和5年度にかけては増加しています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と関連のある適用法令等としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令等、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」等の個別の法令等が該当します。